対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
兵庫県神戸市東灘区	魚崎浜町（次の図面に示す部分に限る。）、魚崎南町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、青木一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、向洋町東三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び深江浜町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
	一　北緯三十四度四十二分五十三秒、東経百三十五度十七分二十四秒の点
	二　北緯三十四度四十二分五十二秒、東経百三十五度十七分三十五秒の点
	三　北緯三十四度四十二分十九秒、東経百三十五度十七分五十七秒の点
	四　北緯三十四度四十二分九秒、東経百三十五度十七分五十八秒の点
	五　北緯三十四度四十一分四十九秒、東経百三十五度十七分五十一秒の点
	六　北緯三十四度四十一分四十一秒、東経百三十五度十七分十九秒の点
	七　北緯三十四度四十一分五十四秒、東経百三十五度十六分三十六秒の点
	八　北緯三十四度四十二分八秒、東経百三十五度十六分二十五秒の点
	九　北緯三十四度四十二分二十九秒、東経百三十五度十六分三十五秒の点
	十　北緯三十四度四十二分三十秒、東経百三十五度十六分三十四秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十五　海上自衛隊仮屋磁気測定所

対象防衛関係施設の所在地	兵庫県淡路市
対象防衛関係施設の区域	久留麻三十一番八号
	久留麻（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
兵庫県淡路市	浦及び久留麻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
	一　北緯三十四度三十二分二十八秒、東経百三十四度五十九分四十六秒の点
	二　北緯三十四度三十二分八秒、東経百三十五度〇分十秒の点
	三　北緯三十四度三十二分〇秒、東経百三十五度〇分二十秒の点
	四　北緯三十四度三十一分二十八秒、東経百三十五度〇分十二秒の点
	五　北緯三十四度三十一分十二秒、東経百三十四度五十九分五十二秒の点
	六　北緯三十四度三十一分十二秒、東経百三十四度五十九分三十五秒の点
	七　北緯三十四度三十一分十三秒、東経百三十四度五十九分二十七秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十六　海上自衛隊由良基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地	和歌山県日高郡由良町	和歌山県日高郡由良町
対象防衛関係施設の区域	大字阿戸七百八番地五	大字阿戸（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	和歌山県日高郡日高町	和歌山県日高郡由良町
	大字志賀（次の図面に示す部分に限る。）	大字阿戸（次の図面に示す部分に限る。）
	和歌山県日高郡由良町	和歌山県日高郡日高町
	大字網代、大字阿戸（次の図面に示す部分に限る。）、大字江ノ駒（次の図面に示す部分に限る。）及び大字吹井（次の図面に示す部分に限る。）	大字阿戸（次の図面に示す部分に限る。）、大字里（次の図面に示す部分に限る。）及び大字吹井（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	
	一　北緯三十三度五十七分十二秒、東経百三十五度六分五秒の点	
	二　北緯三十三度五十七分二十五秒、東経百三十五度六分一秒の点	
	三　北緯三十三度五十七分四十秒、東経百三十五度六分三秒の点	
	四　北緯三十三度五十七分四十二秒、東経百三十五度六分六秒の点	
	五　北緯三十五度五十七分四十五秒、東経百三十五度六分七秒の点	